

新居浜市都市計画マスタープラン策定委員会名簿

氏 名	職 名
◎ 吉 井 稔 雄	愛媛大学大学院 教授
吉 川 貴 士	新居浜工業高等専門学校 教授
新 井 由 香 子	障がい者支援施設くすのき園 施設長
田 所 広 文	(一社)新居浜市医師会 副会長
※ 村 上 擧 明	新居浜市連合自治会 (旧新居浜市) 理事
三 並 保	新居浜市連合自治会 (旧新居浜市) 副会長
和 田 輝 世 伸	別子校区連合自治会 (旧別子山村) 会長
寺 岡 武 志	(公社)新居浜青年会議所 副理事長
※ 白 石 真 奈 美	新居浜市女性連合協議会 副会長
野 村 佳 代 子	新居浜市女性連合協議会 会長
渡 邊 誠 一	新居浜市PTA連合会 会長
近 藤 康 夫	にいほま環境市民会議 会長
○ 曾 我 部 謙 一	新居浜商工会議所 副会頭
長 戸 正 二	四国旅客鉄道株式会社 総合企画本部 担当部長
松 長 隆 志	住友金属鉱山株式会社 別子事業所 総務センター総務担当課長
曾 我 部 英 敏	新居浜市農業委員会 会長代理
佐 々 木 賢 次	新居浜市漁業振興対策協議会 会長
※ 大 角 武 次	いしづち森林組合 代表理事副組合長
伊 藤 康 雄	いしづち森林組合 参事
柚 山 一 利	(公社)愛媛県建築士会 建築士会新居浜支部 理事
高 野 克 己	(公社)愛媛県宅地建物取引業協会 新居浜地区連絡協議会 地区代表
越 智 理 恵	市民公募委員
小 野 ヒロ子	市民公募委員
日 野 茂	愛媛県東予地方局建設部 建設企画課長
近 藤 清 孝	新居浜市 副市長
寺 田 政 則	新居浜市企画部 部長
※ 横 川 悦 夫	新居浜市環境部 部長
伊 藤 公 夫	
寺 村 伸 治	新居浜市経済部 部長
※ 曾 我 忠	新居浜市建設部 部長
原 一 之	

- (注) 1 順不同・敬称略  
 2 ◎印は策定委員長、○印は委員長代理  
 3 ※印は交代のあった委員  
 4 役職名は委員就任時のものである。



## 用語の説明

## 用語の説明

### 【あ行】

#### ●「<sup>あかがね</sup>銅の道」

「新居浜市近代産業遺産・<sup>あかがね</sup>銅の道」活用調査研究報告書（1997年10月）で使用されている用語である。

概念として、山から海へ銅を運んだ歴史的な跡で、具体的には、別子銅山閉鉱までに物資運搬路等に使用された旧泉屋道（別子銅山～口屋）と旧住友鉱山鉄道という固有名詞になっている。市街地の中に組み込まれている部分も多く、往時の面影を残しているところもある。

#### ●アセットマネジメント

アセットマネジメントとは、長期的かつ経営的な視点で、公共施設の管理・活用・処分する取り組みであり、具体的には将来的な施設の老朽度合いや発生する維持管理費用を予測し、その予測に立って、計画的に施設の修繕、改修、処分、統廃合を行うことを意味する。

#### ●アツケシソウ

海岸に生える草で、風や波しぶきにさらされた岩や崖に群生するのが特徴である。新居浜市の川東に生えている。北海道の厚岸（アツケン）で発見されたためこの名があるといわれる。多喜浜地区では昔に塩田による製塩が盛んに行われ、千石船で北海道へ輸送した後、帰りの船が砂等に混じって持帰ったと考えられている。

#### ●(旧)泉屋道

別子銅山から瀬戸内海までの銅の輸送路。別子銅山を開坑した元禄4年(1691)のときは、赤石山系を大きく迂回して小箱越えを通り天満浦に出るコースであったが、元禄15年(1702)からは、銅山越えを経て立川を通り、新居浜浦に出る最短コースとなった。

#### ●第六次愛媛県長期計画

愛媛県が平成23年9月に策定し、これからの県政指針となる新しい長期計画「愛媛の未来づくりプラン」である。このプランでは、「愛のくに愛顔（えがお）あふれる愛媛県」を基本理念に掲げ、前向きな気持ちと思いやりの心が結集した「愛顔（えがお）」の輪を、県内一円に大きく広げることにより、県民一人ひとりが愛媛ならではの幸せのかたちを見つけ、それを創ることができる愛媛を目指している。

#### ●オープンスペース

公園・広場・河川・湖沼・山林・農地等、建物によって覆われていない土地の総称。

#### ●NPO (Non Profit Organization)

様々な分野で活動する民間による営利を目的としない組織のこと。「まちづくりNPO」は、地域に根ざしたまちづくりをめざし、地域住民を中心に自らが組織・運営し、主体的

にまちづくりに取り組む団体のことで、地域固有の条件にきめ細かく応えた創造的なまちづくりの推進をめざすものである。

## 【か行】

### ●開発行為

主として建築物の建築又はコンクリートプラントやゴルフコース等特定工作物の建設に供する目的で「土地の区画形質の変更」を行うもの。

### ●環境アセスメント（環境影響評価）

道路や宅地造成等の開発事業を始める前に、その事業が環境に与える環境影響について事前に調査、予測評価するとともに、その結果を公表し、地域住民の意見を聞く。その結果に基づいて事業内容を見直したり、環境保全対策を講じようとするもので、環境汚染を未然に防ぐ有効な手法のひとつ。

### ●環境基本計画

環境負荷の軽減、自然との共生及びアメニティの創出を図った質の高い都市環境の形成の指針を示す計画であり、市町村が策定するものである。新居浜市では平成26年3月に第2次新居浜市環境基本計画及び環境保全行動計画を策定している。

### ●近代化産業遺産

農業、製造業など産業の近代化、社会資本の整備等に大きく貢献した産業設備・技術や建物、これらを支えた運河、鉄道、港湾といったインフラの遺構などの総称。既に役割を終えて休止しているものが多いが、現在も稼働している施設も対象となる。

本市では、別子銅山関連の産業遺産が数多く残っている。

### ●区域区分

市街化区域と市街化調整区域との区分のこと。新居浜市では平成16年5月に区域区分が廃止された。

### ●景観法

都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる我が国で初めての景観についての総合的な法律（平成17年6月全面施行）。

都道府県、指定都市等又は都道府県知事と協議して景観行政をつかさどる景観行政団体（市町村）は景観計画を策定するものとし、住民等は景観計画の提案をすることができる。新居浜市は平成17年10月景観行政団体となっている。

### ●高次都市機能

行政、文化、情報・通信、交通など、市民の多様なニーズや21世紀の社会に対応した都市施設・機能のこと。

## ●交通アクセス

目的地へ接近（アクセス）する交通手段。

## ●交通戦略(都市交通戦略)

都市交通戦略とは、政策目標を明示した上で、これを実現する複数の施策とその展開をあらかじめ定め、これに基づいて事業実施、施設の管理・運営を行っていくこと。さらには、施策展開の事前、中間、事後の段階で評価を行い政策目標の設定や政策立案・計画にフィードバックすること等、ダイナミックで自立的な政策システムを指す。

## ●交通バリアフリー法

平成 12 年に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」。

高齢者や身体に障害のある人、そのほか妊婦などの公共交通機関（鉄道、バスなど）を利用した移動の利便性及び安全性の向上を目的として、鉄道駅・バスターミナルなどのバリアフリー化、電車・バスなどの車両等のバリアフリー化、鉄道駅等を中心にした一定の地区における道路、駅前広場、信号機、道路標識等のバリアフリー化を推進するためのもの。

## ●(旧)金比羅街道

古くから讃岐の金刀比羅宮に通じる街道。本市では、東西に貫く旧国道がこれにあたり、とりわけ喜光地地区は別子銅山の物資を輸送する旧泉屋道と交差し、商家や旅館、酒屋などが軒を並べおおいに繁栄した。

## 【さ行】

### ●CATV (cable <sup>ケーブル</sup>television<sup>テレビジョン</sup>)

電波をアンテナから受信する通常のテレビ放送の方式と違い、同軸ケーブルや光ファイバーなどを利用して、テレビ番組などを加入者に配信する方式。

## ●次世代都市整備事業

地球環境、新エネルギー、省エネルギー、防災、高度情報化等に関連する技術のうち、都市及び都市システムに関連する技術を複合・統合化し、現実の都市への適用を先導的に行い、次世代の都市システムとして社会的定着を図ることを目的とするもの。自然エネルギー活用システム（太陽光発電など）、都市エネルギー活用システム、防災安全街区支援システム、情報高度通信システム、都市廃棄物処理システムの5つのシステムについて、地方公共団体、公団等が具体の都市において展開する場合に国土交通省が補助事業として支援を行う。

## ●住宅市街地総合整備事業

既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、美しい市街地景観の形成、密集市街地の整備改善等を図るため、住宅等の整備、公共施設の整備等を総合的に行う事業。

## ●世界遺産

1972年のユネスコ総会で採択された「世界遺産条約」に基づいて、「世界遺産リスト」に記載（登録）された自然や文化のこと。

## 【た行】

### ●第五次新居浜市長期総合計画

新居浜市の、これからのまちづくりの指針となる第5次新居浜市長期総合計画（平成23年度～平成32年度）である。長期総合計画は、私たちの住む新居浜市をどのようなまちにしていけるのか、また、そのために何をしていけるのかを総合的、長期的な指針としてまとめた市の最上位計画（最高方針）である。

### ●耐震バース

耐震強化された岸壁。緊急輸送活動を行うための重要な港湾においては「港湾における大規模地震対策施設整備の基本方針」により耐震強化岸壁の整備が計画されている。

### ●地域コミュニティ

地域社会、共同生活体のことで、市民が地域で共同し、よりよい生活条件や社会環境を実現するための組織。

### ●地区計画

住民の生活に結びついた「地区」を単位として、良好なまちづくりを進める都市計画の手法。「地区レベルでのまちづくりの方針（ビジョン）」や「道路、公園の配置や建物の用途や高さ、容積率、壁面の位置等」について、地区の特性に応じてきめ細かく定めるもの。

### ●中心市街地活性化基本計画

衰退・空洞化が進む中心市街地の整備改善や商業等の活性化を一体的に進めるため、市街地の整備改善のための事業や商業等の活性化のための事業などと、これらを一体的に進める体制などを定める計画。

### ●テクノパーク

大学・研究機関、企業間の有機的な協力を通じて特定地域の技術革新と先端産業発展を効果的に達成するために、研究機能、操業、教育・訓練機能、支援サービス機能、試験生産機能等を一地域に集積させたもの。

### ●都市基盤施設

道路、公園、下水道など、都市生活の基盤となる施設のこと。

### ●都市計画区域

都市計画法やその他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。

市町村の中心の市街地を含み、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などを勘案して一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域が指定される。

### ●都市計画区域マスタープラン

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めたもの。都市計画の目標、区域区分（市街化区域と市街化調整区域との区分）の決定の有無及び定めるときはその方針、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業（土地区画整理事業など）に関する主要な都市計画の決定の方針などを定めている。新居浜市の都市計画区域については、愛媛県が「新居浜都市計画区域マスタープラン」として平成21年1月に策定され、現在、見直しが行われている。

### ●都市のバックアップ機能

災害時において、避難路や緊急輸送道路、ライフライン等の確保を目的とした、太陽光発電や雨水貯留などの都市において自立可能となる機能、交通基盤の複線化等の機能（リダンダンシー機能）を指す。

### ●特別用途地区

都市計画法に基づく制度で、用途地域内の一定の地区において、その地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、当該地区に指定している用途地域を補完して定めるものである。建築物の用途だけに限らず、建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限で、指定の目的のために必要なものを、地方公共団体の条例で定めることができる。

## 【な行】

### ●新居浜市公営住宅等長寿命化計画

この計画は、公営住宅等ストックの適切なマネジメントを行うべく、市内の公営住宅等ストックの状況を把握し、その役割やあり方を考慮した上で団地別・住棟別の活用方針を定めるとともに、長期的な視点をもって長寿命化のための維持管理計画を策定するものである。その中で長寿命化のための維持管理計画は、長寿命化に資する予防保全的な管理や改善を推進し、ライフサイクルコストの削減等を目指すものである。

### ●農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後相当長期にわたり総合的に農業振興を図るべき地域として都道府県知事が指定する区域。また、農用地区域は、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定める区域。

## 【は行】

### ●ハートビル法

不特定多数のものが利用する公共的性格を有する建築物（特定建築物という）を対象に、出入口、廊下、階段、便所等を高齢者・障害者が円滑に利用できるよう建築的配慮を行うことを建築主の努力義務として位置付けた法律（1994年施行）。建築主は特定建築物を建設する際にはハートビルにする責務がある。また、この基準を満たす建築物の建築主は、所管行政庁の認定を受けた場合、税制上の特例措置や補助、低利融資等が受けられる。



## ●パブリックコメント

計画等の策定及び規制に関する条例等の制定等の過程において、案の段階で広く公表し、市民からの意見又は提案を求め、寄せられた意見等に対する実施機関の考え方を明らかにして、施策などの意思決定に反映させることを目的とした制度である。

## ●バリアフリー

障害者や高齢者等が円滑に生活できるように、建築物等の障壁を取り除くこと。移動平面の段差の解消や音声案内、点字表示の設置などを行う。

## ●バリアフリー新法

「新バリアフリー法」（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）は、鉄道駅やバスターミナルなどの公共交通機関を対象とする「交通バリアフリー法」（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）と、デパートや旅客施設（鉄道駅等）などのバリアフリー化をめざす「ハートビル法」（高齢者、障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）を統合し、高齢者や障害者が移動しやすいまちづくりを一体的に進めることを目的とするもので、2006年6月に成立した。

## ●バルク貨物

穀物、塩、石炭、鉱石などのように、粉粒体のまま包装せずに積み込まれる貨物。ばら積み貨物ともいう。

## ●非構造部材等

学校施設等の天井、照明器具、窓・ガラス、外壁（外装財）、内壁（内装材）、設備機器、テレビなどの備品類、収納棚などである。

## ●PFI (Private Finance Initiative)

民間活力を活用した公共施設の建設及び維持・運営手法。

## ●別子往環道

新居浜発展のもととなった別子銅山で採った銅を運んだ運搬道を「別子往還道」と呼ぶ。

## ●別子・翠波はな街道

愛媛県の東部にある、赤石山系・法皇山脈の山々を囲むようにして、国領川と銅山川をつなぐ全長65kmのドライブコースのこと。別子ライン、マイントピア別子、銅山川溪谷などの絶景と四季折々の花が楽しめるコースとなっている。

## ●防災街区整備事業

平成15年6月に改正された「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」で新たに創設された都市計画事業。法定再開発事業とほぼ同様な仕組みであり、強制力を持ち、基本的に従前の土地・建物を一筆の防災敷地及び防災施設建築物に権利変換するとともに公共施設を整備するが、例外的に個別の土地への権利変換を認める柔軟な手法。

### ●防災再開発促進地区

「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」に基づき、密集市街地の区域内を防災街区としての整備を図るために、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区として指定したもの。

### ●ポケットパーク

ベストポケットパークの略で、チョッキ（ベスト）のポケットほどの公園という意味。僅かなスペースを利用して都市環境を改善しようとするもの。また最近では、密集した住宅地の中に設けられた小公園を指す場合もある。

## 【ま行】

### ●水と緑のネットワーク

公園・緑地の整備を図ると同時に、河川や海辺などの水辺環境の回復を進めることにより、水と緑を面的かつ線的に関連づけ、うるおいのある環境づくりを図ることをいう。

### ●緑の基本計画

まちの緑の将来あるべき姿と、それを実現させる方法を示した計画。市町村が都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関して、総合的かつ計画的に実施するために定めることができる。新居浜市では平成10年3月に策定されている。

## 【や行】

### ●ユニバーサルデザイン (universal design)

あらゆる年齢、背格好、能力の人が利用可能なように、まちづくりや商品のデザインに関し、誰もが利用しやすいデザインをはじめから取り入れておこうとする試み。例えば、子供や高齢者、障害者から健常者まで誰でもどこかに座れてコミュニケーションが図れるように、一つの場所に配置された様々な高さのベンチなどがこれに当たる。

### ●用途白地地域

都市計画区域内において用途地域を指定していない地域。新居浜市では用途白地地域に特定用途制限地域を指定している。

## 【ら行】

### ●ランドマーク (landmark)

都市や地域の目印となる象徴的な景観要素。

### ●緑化重点地区

緑地の整備、都市緑化等を重点的に推進する地区であり、必要に応じて定めることができる。本市では緑の基本計画において、「新居浜駅周辺地区」が指定されている。

## 【省略記号】

- (都)：「都市計画道路」あるいは「都市計画公園」の略
- (主)：「主要地方道（県道）」の略
- (一)：「一般県道」の略
- (市)：「市道」の略